



# 尚綱学院大学と川崎町との 包括的連携に関する協定



尚綱学院大学と川崎町は、相互の連携により、川崎町全体を尚綱学院大学の学びの実践場所として、また、川崎町は、地域社会の発展に学びを生かすため、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、尚綱学院大学と川崎町が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、まちづくりをはじめ様々な分野において相互に協力することで、地域を担う多種多様な人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

第2条 尚綱学院大学と川崎町は、次の事項について連携し協力する。

- (1) 人材育成に関する事項
- (2) まちづくりに関する事項
- (3) 産業振興に関する事項
- (4) 地域医療の充実に関する事項
- (5) 保健・福祉の推進に関する事項
- (6) 教育・研究・文化の振興に関する事項
- (7) その他前条の目的を達成するために両者が必要と認める事項

## (守秘義務)

第3条 本協定に基づく活動において知り得た事項については、本協定の有効期間の有無を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

## (協議)

第4条 本協定の実施に関し、連携事項の具体的な内容については、両者が協議して定めるものとする。

## (有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者より改定の申し入れがない時は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。  
2 本協定の有効期間中であっても、両者が協議してこの協定書を改定することができる。

## (細則)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両者が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月5日

尚綱学院大学

学 長

合田隆史



川崎町長

小山修作

